

「県民の日」条例の骨子（素案）

条 項	条 文	内 容
題 名		
第 1 条	目 的	条例を制定する目的を記載します。
第 2 条	県民の日	「県民の日」の制定期日を記載します。
第 3 条	県の 事業等	<ul style="list-style-type: none">「県民の日」にふさわしい事業等を県が行うことを記載します。「県民の日」にふさわしい事業等を市町村等が行うよう協力を求めることを記載します。
第 4 条	使用料の 特例	公の施設の使用料等の免除ができることを記載します。